

泡瀬干潟を守る連絡会は2012年度、高木基金から助成金を得て「泡瀬干潟・浅海域での埋立工事による濁り(SS)と汚濁(FTU)の調査」をしましたが、その成果を発表してきました。

以下、その概要です。

1. 発表期日：2013年6月30日
2. 発表者：前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会事務局長）
3. 場所：江戸東京博物館
4. 発表内容（概要は下記）

発表内容

1. 調査の主旨

- ・第一次泡瀬訴訟で原告が勝利したことにより中断されていた泡瀬埋立事業が、2011年10月から再開された。
- ・この埋立は、空気圧送船による浚渫土砂流し込み事業を含んでいるので、海洋の汚染が心配される。
- ・工事期間中、定期的に（1月に1回）に工事現場周辺の定点（10箇所）から海水を採取し、専門家に分析を依頼し、濁り・汚濁を監視する。異常があったときは、記者会見、事業者への要請を行う。

2. 調査地点及び方法 次図の10箇所です。工事期間中に、月1回（満潮時）海水を採取し、専門家に分析を依頼する。



3. 調査経過

2011年10月29日、第1回海水採取、分析

2011年12月1日、第2回海水採取、分析
 2011年12月26日、第3回海水採取、分析
 2012年1月28日、第4回海水採取、分析
 2012年3月3日、第5回海水採取、分析
 2012年4月8日、第6回海水採取、分析

(この間、工事は中断されるため、調査はなし)

2012年10月3日、台風被害、土砂流出などの予備調査実施
 2012年11月4日、第7回海水採取、分析
 2012年12月22日、第8回海水採取、分析
 2012年3月3日、第9回海水採取、分析
 (以上まで終了)

4. 調査結果

表 10調査地点における浮遊物質量の変化

単位:SS mg/L

調査地点	調査の回数								
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
1	6.9	4.4	4.0	8.8	5.2	3.3	3.5	2.0	2.1
2	6.9	5.0	2.3	5.4	3.3	2.2	3.9	1.6	1.6
3	7.2	4.0	6.2	6.0	3.7	3.1	2.9	2.2	1.6
4	4.4	5.0	4.7	6.7	3.2	2.1	2.1	2.1	1.3
5	6.3	5.6	3.2	2.4	1.8	3.5	1.5	1.5	2.0
6	6.5	6.6	5.2	3.7	5.9	4.5	2.5	1.3	2.6
7	7.2	4.7	3.9	5.9	4.9	5.5	2.6	1.9	4.6
8	7.7	14.7	8.6	5.6	5.0	5.5	2.4	3.4	1.7
9	7.2	6.9	4.0	3.0	4.2	5.0	2.5	2.6	1.5
10	7.8	9.7	3.9	3.1	3.1	5.0	3.1	4.2	2.9

表 10調査地点における濁度の変化

単位:FTU ホルマジン濁度単位

調査地点	調査の回数								
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
1	0.55	0.78	0.51	3.78	1.01	1.63	1.66	0.82	0.78
2	0.26	0.66	0.58	2.00	0.74	1.02	1.48	0.69	0.54
3	0.27	0.60	0.51	1.58	1.47	1.19	1.94	0.55	1.01

4	0.52	0.57	0.45	2.07	0.51	0.69	0.57	0.53	0.79
5	0.34	0.56	0.46	0.66	0.56	0.49	0.44	0.65	0.72
6	0.90	0.87	0.38	0.83	0.78	0.36	0.62	0.60	1.26
7	0.55	0.82	1.05	0.61	1.50	1.40	0.76	0.72	2.14
8	0.71	0.93	1.32	0.62	1.31	1.02	0.82	0.78	0.74
9	1.01	1.09	0.79	0.68	1.40	1.36	1.04	0.79	0.84
10	1.27	2.50	0.68	1.42	0.93	1.48	2.16	2.85	1.13

5. 調査の成果

- A. 濁り（浮遊物質）の調査では、第2回調査（2011年12月1日）で調査地点8と10において、事業者の監視基準に達するほどの数値が出た。だが、10調査区いずれでも、継続して異常な数値が検出されることはなかった。
- B. 濁度の調査では、第2回調査で調査地点10、第4回調査で同1,2,4、第7回調査で同3,10、第8回調査で同10、第9回調査で同7で、それぞれやや高い数値が出た。だが、いずれの調査地点でも継続的に異常値が検出されることはなかった。
- C. 浮遊物質および濁度の調査は、事業開始後、中城湾における海藻の収穫高が激減したり、底質の明らかな変化が生じたりしていることから、我々が重視して実施したものである。連続調査の結果は、上に示したとおり、工事の影響が限定的であることを示した。その原因として、私たちがこれらの調査を公然と実施したため、事業者側も工事を慎重に実施したものと推測される。すなわち、基金を得て行った調査が、違法な操業の監視につながったものと考えられる。
- D. 2012年度については、当初、新港地区東埠頭の浚渫と、その土砂の泡瀬埋立地への揚土（空気圧送船による浚渫土砂の投げ捨て）が、10月から実施される予定であったが、実際には、2013年2月～3月中旬までのみ実施された。このことから、海域への影響は当然少なかった。
- E.ところが、2012年度までに工事に大幅な遅れが発生していることから、事業者は、2013年度～2015年度には、その工事の遅れを取り戻すために、毎年80万m³という多量の浚渫土砂の投げ捨てを予定している。したがって、2013年度に「濁り・汚濁調査」を継続実施することは極めて重要と思われる。

6. 今後

上記5.でも示したように、2013年度～2015年度の工事は、これよりも大掛かりな浚渫・及び浚渫土砂の投入事業になる。今年度も引き続き調査を継続する。